

政令第二百七十五号

地域再生法施行令及び農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第十七号）の施行に伴い、及び地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の四十六の規定に基づき、この政令を制定する。

（地域再生法施行令の一部改正）

第一条 地域再生法施行令（平成十七年政令第五百十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（住宅団地再生を図るために必要な施設に関する技術的基準）

第二十条 法第十七条の四十六の政令で定める技術的基準については、第十四条（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「法第十七条の七第四項の施設又は物件（以下この条において「来訪者等利便増進施設」という。）」とあり、同条第二号中「地上に設ける来訪者等利便増進施設」とあり、及び同条第五号中「来訪者等利便増進施設」とあるのは「法第十七条の三十六第五項第八号に掲げる事項に係る施設」と、同条第二号中「構造は」とあるの

は「構造は、集会、展示会その他これらに類する催しに用いるものであつて、容易に移転し、又は除却することができるもの（建築物に該当するものを除く。）とし、かつ」と読み替えるものとする。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号口中「第十七条の五十六第二項」を「第十七条の六十四第二項」に改める。

附 則

この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。